

食安輸発1201第8号
平成23年12月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産レモングラスの EPN 及び台湾産鰻のフラルタドン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年12月1日付け食安輸発1201第4号）に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成23年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成23年12月1日	タイ	レモングラス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (EPN)
平成23年12月1日	台湾	養殖鰻及びその加工品	フラルタドン